

## 我が国における国際仲裁の活用の着実な推進を考える実務研究会(第2回)議事概要

第1 日 時 令和5年9月13日(水) 午後1時～午後3時

第2 場 所 法務省民事局会議室(オンライン併用)

第3 出席者(敬称略)

(座長)

山本和彦

(委員)

東貴裕、小川新志、小原淳見、高取芳宏、中山絃行

(関係府省庁)

南部晋太郎内閣官房内閣参事官(内閣官房副長官補付)、松本剛法務省大臣官房国際課長、吉川尚文経済産業省貿易経済協力局貿易振興課長、宮崎文康法務省大臣官房国際課付

(オンライン出席)

内閣府、外務省、スポーツ庁、国土交通省

(ヒアリング参加者)

一般社団法人日本国際紛争解決センター 出井直樹副理事長

公益社団法人日本仲裁人協会 手塚裕之副理事長

一般社団法人日本商事仲裁協会 北川慎介理事長

第4 議事概要

1 開会

2 本日の議題(意見聴取)

### ●出井副理事長

○出井副理事長 聞こえますでしょうか。それでは JIDRC の方から説明させていただきます。

JIDRC 日本国際紛争解決センターの事業の概要、それから法務省からの調査委託事業の概要。その状況については第1回の資料で、法務省配布の資料で把握いただいているという前提で、私からは、7つくらいの大きな項目について述べたいと思います。

7つというのは(1)推進体制・組織間連携の問題、(2)施設の問題、(3)ソフト・運用ノウハウ等の問題、(4)意識啓発の問題、(5)裁判所の意識向上の問題、(6)海外発信の問題、(7)海外仲裁機関の出先の問題ということになります。

時間の関係上、具体的なこと、数値的なことは、第1回の法務省提出の資料、更には、これから年度末にかけて作成し法務省に提出する最終報告書をご覧いただきたいと思います。

今日、私が、これから説明する事項のうち評価・今後どうあるべきかに関わる項目に

については現時点では個人の意見であるということをお断りしておきます。

JIDRC の事業は、大きく施設運営と広報啓発、人材育成等の仲裁振興事業に分かれます。

私の説明の中で施設運営以外の広報啓発、それから人材育成を合わせて仲裁振興事業と総称することがありますのでお断りしておきます。

それでは1点目、推進体制組織間連携の問題です。仲裁調停機関、仲裁人団体、法曹団体、経済団体など、各団体から、この間、様々な面で、すなわち施設運営事業面でもそうですし、広報啓発人材育成等の仲裁振興事業面でもそうですし、さらには JIDRC の組織運営面でもご支援・ご協力をいただけてきました。

この場を借りて感謝申し上げます。

全般的には円滑に連携をとって活動できたと考えております。それを前提に申し上げますが、まず立ち上げ当初、東京施設が開設される 2020 年の前、2019 年までですが JIDRC は少人数で運営しておりまして、諸団体の代表からなる連絡協議会はあったものの、なかなかオールジャパンの取組が当初は実質化しておりませんでした。

2020 年 3 月の東京施設の開設。それから調査委託事業の本格化にともなって設立母体である日本弁護士連合会(日弁連)。それから日本仲裁人協会(JAA)。そして法務省とも相談して組織そして運営体制にテコ入れをはかり、いろいろな機関との連携を強化したということがございます。

設立母体である日本仲裁人協会、日弁連との関係について申し上げます。

「日本に仲裁施設を」という運動は、もともと日本仲裁人協会が、長年推進してきたものでした。それから仲裁振興事業についても、もともと日本仲裁人協会がやっていたものでした。

JIDRC の設立、それから調査委託事業の受託も、それから大坂・東京施設の設置も日本仲裁人協会、それから日弁連のバックアップのもとに行なわれたということがございます。

JIDRC の事業につきましては、日本仲裁人協会、それから日本仲裁人協会の主要メンバーの協力なしに JIDRC だけで行なうということは、施設運営・仲裁振興事業両方ですが、できなかったということを申し上げておきたいと思えます。

特に 2020 年からはアドバイザーボードの部会という形で、仕組み上も日本仲裁人協会、日弁連の担当委員会の主要メンバーに参画・協力いただくものとなりました。

JIDRC の事業は、実質的には、日本仲裁人協会それから日弁連との共同の事業と言ってよいと思っております。

もちろん、事業運営の責任は JIDRC にあると考えております。

次に仲裁機関との関係。特に日本商事仲裁協会(JCAA)との関係です。

JIDRC の個別の事業では、日本商事仲裁協会との協力関係を築いておりまして、特に 2021 年ごろからは幾つか共同で仲裁共同事業。例えば、アジア各国をターゲットにするセミナーとか、業界団体向けのセミナーとかなどを行なっております。

なにより施設運営面でも個別案件での利用実績を重ねていただいているということです。

JIDRC は、日本商事仲裁協会に限らず、日本における国際仲裁の振興ということを目的としておりまして、日本商事仲裁協会は、自分自身のプロモーションをはかる必要があるということで、そこにスタンスの違いはあるわけですが、協力と役割分担という

ことで協議を重ねてきたということでございます。

次に経済団体との関係です。これは JIDRC プロジェクトが、法曹、これは法務省を含めてですが法曹主導で進められてきた、事実上進められてきたということによるのかもしれませんが、当初は、なかなか経済界からの積極的な支援・協力は十分ではなかったと言わざるを得ないと思います。

しかし、途中から、特に2022年度からJIDRCの理事長を経済界からお迎えし、様々な形で経済界にお声かけをして、幾つかの広報啓発のプロジェクトと一緒にやることができました。

これについては、経済産業省の仲立ちも頂いたということは申し上げておきたいと思えます。

推進体制・組織間連携全般について申し上げます。

仲裁機関、これは必ずしもJCAAに限定されないわけですが、仲裁機関・経済団体とのより緊密な協力が重要であると思えます。これにつきましては、法務省なり主管官庁が、ぜひ調整力を、アレンジ力を発揮していただきたいと思ってきましたし、これからもそのように思っております。

民間だけで連携協力体制を構築し運営するというのは、なかなか限界があるということなんです。

最後にもう1点。

私共 JIDRC は、基本的にボランティア体制で行なってきましたが、これは、この4年間やってきて、やはり持続可能ではないと思えます。施設運営・仲裁振興の事業を弁護士・学者がボランティアで担ってきたわけですが、これでは、長続きしないということをお願いしておきたいと思えます。

以上が、推進体制関係。

次の大きな項目が施設関係です。

ご承知のとおり虎ノ門施設、東京施設は採算上の問題から早期に業務を終了いたしました。

3年2か月の間の運営。そのほとんどがコロナ禍のもとであったということです。

虎ノ門施設の業務を終了した後の施設運営の事業形態につきましては、これは東京施設の採算問題が浮上した昨年の夏から今年の2月くらいにかけて日本仲裁人協会・日弁連・JIDRCの三者で、それから法務省もオブザーバーで入って検討を重ねてまいりました。

その中で仲裁に適した既存の会議施設をピックアップして、それを JIDRC の Web ページ上に掲載して紹介するという方法での事業を当面継続することにしております。

その過程で仲裁に適するかどうかの条件について JIDRC が、その施設運営の経験から案を提供したということがございます。

もちろん、自前の施設を継続して持つということも探ってきたわけですが、それが難しいという事態に直面いたしましたので、施設運営に当てるお金がない中、スタッフがない中での苦肉の策であるご理解いただきたいと思います。

東京施設の終了の影響について、まだ終了してから3か月くらいですから、まだ意味のある分析をする時期にはないと考えております。

この間、虎ノ門施設の賃貸人との間の契約清算、これが最大の課題でした。

詳しくは申し上げられませんが、ようやくめどが付きつつあります。まだ確定はしていませんが最大のネガティブな影響は抑えることができたのではないかと考えております。

虎ノ門施設が仲裁活性化の観点から適切だったか。これについては、いろいろな評価があるだろうと思います。物的な設備面。特にコロナ禍でのオンライン対応の面、それから予約対応やテクニカルサポートなどのソフト面、それから更に料金面。これらで世界トップクラスの仲裁施設を3年ちょっと運営できたと言う実績。これは重要であって、これ自体が成果であると考えております。

一番大事な利用者の評判も非常によいということです。

他方、採算面では、これまでやってきたビジネスモデル。すなわち東京の都心にこれくらいの規模、770㎡の自前の施設を持って自立運営するということは無理である、採算が取れない、政府の補助なしに収支均衡に持っていくことは出来ないことが明らかになったと思います。

こうなった原因は、コロナ禍の影響がなかったとは言いませんが、それだけが理由ではなく、収支計画が甘かったということに尽きると思います。

これは JIDRC だけではなく、関係者全員が正面から受け止めるべきことだと思います。

大坂につきましては、中之島の合同庁舎で、確か2件の仲裁利用があり、仲裁人によれば施設としての評判は良かったという風に聞いています。

ただ、中之島の合同庁舎は利用時間の問題があったと思います。

それから、その後、グランキューブに場所が移りましたが、このグランキューブ大坂がコロナ接種会場に指定されたために少なくとも JIDRC を通じた大坂の利用実績はグランキューブに移ってからはないということになります。

今後の施設運営に関する施策の在り方ですが、自前の施設を持つという方式は一旦終了したということになります。

今後、その方式を、もう一度トライするか、自前の施設を持たずに既存の施設を紹介するという方式を継続発展させるか、この研究会でも議論いただきたいと思います。

まだ意見を述べる状況にありませんが、自前の施設を持つということに関連して3点ほど指摘しておきたいと思います。

1点目は、諸外国、特にアジアの仲裁機関・施設の調査を行ないましたが、どの国も何らかの形で施設に財政支援をしているということです。

自前の施設を持つのであれば、政府等からの財政支援が不可欠であると。利用料収入だけでは独立採算は無理であるということが1点目です。

2点目は、そうはいっても自前の施設をもつ場合に、これまでの東京施設の規模よりも縮小して考えるという話は十分あり得る話だと思います。

3点目ですが、仲裁機関の振興と切り離して施設を設けるということ。これをやったわけですが、これは諸外国でも類を見ない。したがって、この方法が適切であったかどうか改めて考えるべきだと思います。

後は、駆け足になりますが、3番目が、ソフト運用ノウハウ等です。

ノウハウにつきましては、仲裁審問適格施設の条件が、ある程度特定されたということは、1つのノウハウだと思います。

Web 審問等のプロトコルを作成し Web 審問の経験も積めました。

3年余りの間で、施設運営で蓄積したノウハウは、多くの審問を行なった仲裁機関にも継承されるはずだと思っております。

このほか、この4年間の成果物は、適切な形で関係者に継承していくことを考えたいと思います。eラーニング動画であるとか、いろいろな動画をアップしておりますし、仲裁法制判例の英文紹介等も Web ページ上は掲載を継続しております。

幾つかソフトの開発も行ないました。AI スクリプトシステム。ファイルマネージメントシステムです。これらにつきましては多額の開発投資をして、一応完成している物ではありますが、東京施設が無くなったことを前提に、どう利用に供することができるのか、これはコスト面も含めて検討中です。

クラウド上で利用に供する、あるいは誰かに譲渡するという場合でもコストがかかるので、なかなか難しい問題があるなと思っております。

4番目に意識啓発ですが、総合的に申し上げますと、調査委託事業の中で関係機関のご協力のもと多角的・精力的に取り組みを行なったと言えます。この点は非常に大きなことではないかと思えます。

しかし、数年で、3、4年で意識啓発が浸透するというものではない。継続が必要であると思えます。

仲裁や調停の一般的な意識啓発ということを超えて企業の契約担当者、企業法務部、企業の周りで契約に関してアドバイスする一般の弁護士等の実務家に、もっと浸透する必要があるということです。

東京施設終了後の前向きな戦略ですが、これは日弁連。設立母体である日弁連・日本仲裁人協会、法務省はじめ関係者とともに考えていかなければいけませんし、正に、この研究会で検討いただく課題の1つであると思っております。

先ほど述べた企業への更なる浸透の継続の他に何点か申し上げますと、1つは JIDRC の事業の成果を承継していき、使える取組は地道に行うということです。

もう1つは、コロナ禍で実はあまりできなかった海外への打ち出しを、今後は、やっていくべきであると思っております。

仲裁法等の改正が今年成立しましたので、いい機会ではないかと思っております。

最後に、先ほど述べましたように仲裁機関。これは当然、日本商事仲裁協会を含むわけですが、仲裁機関の充実・強化、それから改善に目を向けて、そこにリソースを注ぐということを考えるべきだなと思っております。

裁判所の意識向上。仲裁をめぐる日本の法環境というのは重要で、法制のみならず取消審等での裁判所の対応が重要なものになると思えます。

調査委託事業の一環として、法務省に仲立ちいただいて裁判官を対象とした仲裁に関する講演を東京大阪はじめ全国の地裁数か所で行ないました。

また、今年3月には、ビジネスコートの裁判官20名ほどに JIDRC に来ていただいて説明を行ないました。

調査委託事業でも、このような取組を行なっているわけですが、東京高裁も平成30年8月1日決定のような裁判例が紹介されたということも非常に大きいと思っております。

考えてみますと、裁判官が仲裁に接する機会というのは、なかなか無い訳です。

裁判官出身の仲裁人というのは、これは、かなりいるわけですが、その逆、仲裁人出身の裁判官はいないので、調査委託事業の中で法務省・最高裁の声掛けで始まったこの取組は、仲裁法等の改正の契機もありますので、次年度以降も何らかの形で継

続いたきたいと思っております。

海外発信と海外仲裁機関ですが、先ほど述べたとおり、海外発信がコロナ禍でもあってなかなか出来なかったという面が実はございます。

JCAA と連携してアジアの日系企業向けのセミナーを行なったとか、現地実務家向けのセミナーを行なったとか言うことはありましたが、限られていたということです。

これが今後の課題だと思います。

また、様々な機会に JIDRC 施設の広報は行なっておりまして、施設自体はかなり知られている事になってはいますが、施設自体が無くなってしまいました。そこは仕方ないことかと思えます。

今後は、日本の仲裁の法環境、これをアピールしていく。特に仲裁人材が育ってきているということのアピールをやっていくことが必要だと思います。

最後の項目が海外仲裁機関。

SIAC との違いが言われていますが、シンガポールと日本の違いというファンダメンタルな問題がありますが、SIAC は著名な仲裁人を招聘してトップに据えるなど積極的に海外広報をやっているというところがあると思います。

海外の機関の日本の拠点がないという、ICC はあるんですが、それ以外はないということが、どういう影響を及ぼしているか、ということも聞かれておりますが、そんなにネガティブなことがあるのかなと思います。

拠点があつた方が、もちろんいいわけですが、費用対効果の問題もあって、それは各機関の考え次第かなと思います。

しかし、もちろん、そういう申出があれば、それは積極的に受け入れていくことになるべきだと思います。

調査委託の期間中、海外の機関と MOU をかなりたくさん締結いたしました。これも1つの成果であると思いますので、この成果は、日本仲裁人協会等適切なところに引き継いでいくことが必要だと思います。MOU を結んだだけで何かが起こる訳ではありませんが、MOU を結べば、その後に繋がっていくわけです。例えば、純粋な情報交換が1つですし、手続における連携というのも考えられると思います。特に Web 審問ですね。それからセミナー等の共同のイベントも開催できるということでございます。

施設運営は一旦リセット。それから仲裁振興・広報啓発・人材育成は、息長く継続していく必要がありますが、長く曲がりくねった道、ロング&ワインディングロードということになりますので、ここで歩みを止めてはいけないということだと思います。今後、この実務研究会は、正に、その趣旨で設置されていると理解しておりますので、ご議論よろしく願いいたします。

以上です。

○山本座長 ありがとうございます。それでは、ただ今のご報告に関しまして、ご質問等おありの方は、お出しをいただければと思います。いかがでしょうか。

○高取委員 高取です。ありがとうございます。基本的に私も把握している理解ですが、1点だけお願いします。先生がおっしゃったように東京施設は終了したが、ソフトなどの継承といえますか、今後のメッセージの発信含めて、我々がやっていくべきことだと思いますが、JIDRC が行っている HP・Web サイトの利用を今後どのようにしていくか

すね。それは残念ながら今ケアをするお金がないということですが、我々が作ってきたワークプロダクトを実際にユーザーに見せるというタイミングが頓挫してしまったりすると良くないと思うので、切れ目なく利用できるようにしていくべきだと思います。今後のHP等の運営のケア、体制・具体的なスケジュールについてタイムライン含めてどのような状況か教えていただければありがたいです。

○**出井副理事長** はい。さっき早口で端折ってしまいましたが、今、高取委員がおっしゃった「我々が作った」とおっしゃったのは、Web 審問の Protokol とか、それから、さっきちょっと紹介したいろいろな動画がありますね。仲裁法制の Web 紹介。こういうものは、今は JIDRC の Web ページに載っておりますので、これは、今、観れる状態になっております。

問題は、そのアップデートと、それに付け加えていくものがあるかどうかということだと思います。率直に現状を申し上げますと、お金があるわけではありません。

すなわち、今年度は大丈夫なんですけど、次年度以降はどうするかという問題。これから法務省に相談しないとイケませんし、日本仲裁人協会・日弁連とも相談しないとイケないと思っております。大きな方向性としては、先ほど申し上げたように、これらのレガシーは、JIDRC がどうなるのであれ、引き継いでいく、シームレスに引き継いでいくということを考えなければならないと思います。

今、具体的なステップ、タイムスケジュールが、次年度以降決まっているわけではありません。

○**山本座長** 他、いかがでしょうか。

○**小川委員** 2点ほどですね。1つが、この後の手塚先生の JAA のお話とも関係するかもしれませんが、今後 JIDRC として、仲裁に関する広報活動は行っていくということですか。

JIDRC として広報活動と言いますか仲裁の海外向けも含めてですが、JAA も担っていますよね、人材育成とか。広報活動の役割分担とか、一緒にやってくとか、そこの切り分けというのは JIDRC としてどう整理されていますか。

○**出井副理事長** はっきりは申し上げなかったと思いますが、今年度は調査委託事業が続いてますので、今年度、つまり来年の3月までは広報啓発、それから人材育成の事業は JIDRC がやっていきます。

ただ、実際は、これまでと同じように JAA とか日弁連の担当委員会の方々にバックアップしていただく必要があり、共働体制で行なっていくということになります。

問題は、次年度以降のことです。次年度以降については、日弁連・日本仲裁人協会とは以下のように議論しております。

次年度以降は、仲裁振興事業、広報啓発それから人材育成、これは日本仲裁人協会の方に引き継いで頂くということになります。

広報啓発については、日本仲裁人協会だけではなく JCAA の方でもやっていただくということになると思いますが、少なくとも JIDRC 自身でやっていくということは今のところ予定しておりません。

問題は施設運営の方で、先ほど申し上げたような Web ページ上で紹介するというような形で続けていけるのかどうか、これは Web ページをどうするかにもかかりますし JIDRC という法人主体をどうするかにもかかってきますので、今後関係者と検討をする必要があると考えています。

○小川委員 はい。ありがとうございます。

もう1点は、私が聞き洩らしていたところがあるかもしれないので、説明いただきたいところです。施設の点で、最後に今後の話も含めて3つの点を指摘されていて、自前の施設を持つかということなどですが、1つは、海外のヒアリング施設には財政支援があるという点と、2つ目が、自前の施設を持つ場合に施設を縮小したもので検討することもありうるのではないかということ。3つ目の点で、仲裁機関と切り離して、何か行ったということが、それがよかったのかどうかということのご説明があって、聞き洩らしました。具体的に何についてよかったかかどうか。何をしてよかったとか、それが今後どのようなことがあり得るのかとか、その辺の説明をいただければ。

○出井副理事長 これは、これからの検討ということになるんだと思いますが、1つのアイデアとして申し上げております。JIDRC、東京も大坂も仲裁機関とは切り離した形で設置してるんですね。仲裁機関、JCAA もそうですし、他の仲裁機関もそうですが、それとは一応切り離した形で設置しております。

果たして、それでよかったのかどうか。例えば、JCAA 自身が持つかどうかはともかくとして、仲裁機関と、もう少しタイアップした形で設置運営するという方法もあったのではないか。

少なくとも運営面で、例えば、日本商事仲裁協会が JIDRC 東京施設、大坂施設の運営に運営面でインボルブしたということは無かったかと思えます。

もちろん、個別の案件の利用のときに、いろいろ協議はさせていただきましたが、果たして、そういう建付けでよかったのかどうかということ、これは一度考えてみるべきだと思います。

諸外国の例を見ても仲裁機関とまったく切り離した形で施設だけを支援してる、設置してるという例は、あまりないように思いますので、そこも含めて考えてみるべきである、と思っております。

○小原委員 ありがとうございます。施設に関連してご質問させていただきます。

先ほど、出井先生のご説明の中で JIDRC の施設は、非常に評判はよかったけれども採算面が収支の見込みが甘かったのではないか、というご指摘があったかと思えます。

私自身も JIDRC の仲裁振興事業部会に関与している中で、JIDRC の方から頂いた説明の中で、「JIDRC の事業は一種の貸会議室事業ですよ。そのため、もし審問での会議室の利用がなければ貸会議室として外に貸していくことができますよ」という話を伺っていたんですが、実際問題これはなかなか実現しなかったのか、ある意味、会議室の仲裁の審問の利用以外で収入を得る方法は無かったのか、つまり委託調査の枠組みで行われた JIDRC の事業に制限がかかっていたのか、収支を相償うために、なにか制約が元々あったのか、という点に対して説明頂けないでしょうか。



○**出井副理事長** JIDRC の施設は、仲裁の専門施設として設置されているので、基本は仲裁や調停の手に使う一方、仲裁調停関連のセミナーとして使うということであったわけだ。

ただ、昨年か採算の問題がありましたので、皆さんにも諮って仲裁や調停に直接関係がなくても、まわりまわって施設を知っていただいて、周知に役立つのであればということで、特に弁護士会とか学会、あとは東京都にも広報をして別の目的でも使っていただいております。

制約がなかったのかと言え、元々は、仲裁の専門施設という制約はありましたが、そこは背に腹は代えられないということで法務省とも相談をして制約は事実上取り払われております。

とはいっても、私たちは貸会議室業者ではありませんので、広く貸会議室として使ってもらふ宣伝をするようなことはできず、先ほど言ったように、弁護士会であるとか、学会であるとか、東京都とか、そういうところへの広報に留まっていたということです。

実際には、仲裁調停手続以外でも、かなり利用がされております。

2022 年度では、143 日間の有償の利用があり、仲裁手続では使ったのは 40 日間ですから、その他はセミナー、仲裁関係のセミナーが多いんですが、まあ、かなりの数はそういう形で使われています。

○**小原委員** ありがとうございます。そうしますと審問以外の会議室の利用も有償で行なえたが、あまり利用が進んでおらず、それによる収入は足りなかったということでしょうか。

○**出井副理事長** はい。簡単に言うと、そういうことだと思います。仲裁の審問は、ご存知のとおり、多くの場合は、朝から晩まで1週間通しとか、そういうかなり大きなボリュームの議論になりますので、これに対してセミナーとかは、2時間や4時間だけの利用になるので利用が、ぶつ切りになる。

先ほど紹介したように100何日仲裁以外で利用したことになりますが、ボリュームは仲裁手続に比べれば非常に小さいと思います。

○**小原委員** ありがとうございます。

あと施設に関連しましてグランキューブ大坂の利用が無かったという話を聞いていますが、今後 JIDRC の模索している施設に関する運用としては、東京施設についても、自前の施設を持つのではなく、正にグランキューブ方式というのでしょうか、第三者の施設を紹介して、そちらを利用者に使っていただくのをサポートしていく、第三者の施設を使う、それを案内する立場に JIDRC が代わっていくと理解しています。しかし、残念ながら、グランキューブについては、施設利用がなかったという話ですが、その背景に何があるのか、グランキューブの利用を促進する方向で、何か JIDRC が努力していたのかについて説明頂けますか。

○**出井副理事長** はい。ショートアンサーとしては、コロナ指定接種会場に指定されていたので、ほんと大坂施設は、そこに移った途端に指定されて、それが最近まで続いて

いたというのが大きな理由です。

それが無かったら、どうだったのかということを考えてみます、なかなか広報も十分ではなかったかなと思います。また、JIDRC を通さずに利用することもでき、それも、もしかしたらあったのかもしれない。

短期間で評価するのは不適切かもしれませんが、先ほど私の方から説明をした Web ページ上で適格な施設を紹介する。これだけで果たして、どれくらいのインパクトがあるのか、ここはよく考えてみないといけない。サービスという言葉がありました、Web ページ上で適格施設を紹介すると私言いましたが、基本的に Web ページに載せてるだけであり、潜在的な利用者にコンサルティングをするわけでも基本的にはなく、もちろん問い合わせがあればお答えしますが、十分な情報提供が出来ていると果たして言えるのかどうかですね。今後検討しないといけないことだと思います。

しかし、スタッフイングができるのかどうか。スタッフイングをするためには、お金もかかりますので、そのお金を捻出できるのかどうかということにかかってまいりますので、正に、今後の施設運営事業、東京、大坂をどうするのかというのは、日弁連・日本仲裁人協会・JIDRC それから法務省、四者の検討にかかっているということになると思います。

○小原委員 ありがとうございます。あと、もう1つ。

審問施設に関連して諸外国を見てみても財政支援がなければ、なかなか維持をすることが、アジア諸国を見てる限り難しいという話を承ったと思います。他方で、より仲裁が進んでいる国、例えば、イギリスとかアメリカでは、弁護士事務所や仲裁機関が一緒になって審問施設運営の元手となるファンドを、ある程度集めているところもあるように見受けられます。

仲裁の振興度合いを踏まえると、日本では、審問施設を作るためのファンドの募り方は、なかなか実現が難しいということではよろしいでしょうか。

○出井副理事長 それは、なかなか難しい質問で、JIDRC の東京施設を設置する時に法律事務所の方々に協賛金を募りました。確か2000万円くらい協賛いただきました。ただ、恐らく東京で自前の施設を持つためには、それくらいでは済まない話であり、ファンドレイジングという話がありましたが、それが桁違いの話になりますので、現状では、率直に言って、直ぐには難しいのではないかと考えております。

○小原委員 最後に1つ、ソフトウェアの開発も JIDRC の方で幾つかなさっていたと伺っていますが、こちらの利用者の反応というのはいかがでしょうか。

○出井副理事長 ソフトウェアというのは、AI スクリプトシステムとファイルマネージメントシステムですね。

これらは、先ほど一応完成していると申し上げました。

一応という意味は、いわゆるベータ版で完成している。ポテンシャルカスタマーに無償で提供するベースのところまでは出来ているということです。

しかし、有償での提供の実績はありません。

そこで終わってしまったということです。AI スクリプトシステムにつきましては、これも、

これからきちんと評価しないといけません、今、皆さんご存じのとおり、いろいろな有償・無償の AI スクリプトのサービスが出来ていて、パブリックドメインになっています。

したがって、結構な開発費をかけて開発しましたが、果たして、これが今後何らかの方法で有効活用する意味があるのかどうかということを検討しないといけない。

それから、もう一つ、ファイルマネージメントシステムですが、これは日本商事仲裁協会からもスペックについて要望をいただいたりして作りましたが、これも利用実績はないという理解です。

先ほど申し上げたように、できるだけ有効活用を図っていかないといけないと思っておりますが、誰かに譲渡するにもコストがかかるということが判明しました。

更には、Web ページ上で、クラウドで公開をして、一般の利用あるいはアップデートに供するという利用の仕方もあると考えていましたが、これはこれで結構、100～200万のコストがかかるということが分かっています。したがって率直に申し上げて、これらの今後の有効活用は難しい問題に直面していると思います。

お答えとしては、利用実績はありません。

○山本座長 ありがとうございます。他にご質問はいかがでしょうか。

○東委員 説明いろいろありがとうございます。私からも施設の関係で質問がありまして、今後は Web ページ上で紹介をするということなのですが、実際、なかなか今までは専門施設で、設備も整って非常に素晴らしい施設だったところから、今後、使える設備というのが、どれくらいグレードダウンするのか、どれくらい使える施設があって、その場合「不便だな」という感じになってしまうのか。そこは、その施設とも、あらかじめアレンジをしておくことで、今までと同じではないが十分なサービスを受けられるのか。

その辺りの感覚を伺えますか。

○出井副理事長 はい。重要な点だと思います。

東京施設、自前の施設というのは終わったわけですが、そこで培ってきたノウハウをできるだけ別の形で活かしていくことは必要だと思います。

ご質問のどういう施設を紹介するのかということですが、これは先ほど申し上げましたが、この過程で JIDRC、それから日本仲裁人協会・日弁連・法務省の四者で幾つかの東京の施設を見学に行っています。

見学したうえで、施設とも、ある程度打ち合わせをして、その中で適格な施設を JIDRC の Web ページ上に今2つ掲載しております。

クライテリアは、今日は、詳しく申し上げることは出来ませんが、防音の問題であるとか、部屋の広さの問題。それからアベイラビリティ(空き具合)。あとは IT 環境ですね。その辺りの基準を挙げて、これを満たしているものとして載せています。

したがって、載せるものについては、恐らく仲裁審問を行なうに当たって不便はないかと思えます。

心配されるのは、ソフト面です。つまり予約などが上手く英語対応できるのかとか、Web 審問の場合のテクニカル対応ができるのかどうか、その辺りは、もちろんやってみないと分かりませんが、一応、仲裁のことを、説明をして、そういう施設と話していますので、そこは大丈夫ではないかと思っています。

○東委員 ありがとうございます。先ほど出井委員のおっしゃった通り、単なる施設だけではなくて、実際、仲裁を運営してきたノウハウのようなものを、どうやって移植していくのか。

それが、今年度は、いいのかもしれませんが、次年度以降含めて、何ができるのかというのをユーザーの立場からすると気になるところではございます。対象施設とお話をされているとのことですが、引き続きと思いますが、よろしく願いいたします。

○山本座長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。それでは以上で出井委員に対するヒアリングは終わりたいと思います。

引き続きまして、JAA の手塚副理事長からプレゼンをお願いしたいと思います。

### ●手塚副理事長

○手塚副理事長 それでは手塚の方から JAA の沿革、それから活動内容。委員会。それから、今日のご質問事項にあります JIDRC との協働、今後の展望。このような事についてお話をさせていただきたいと思います。

今回、コピーを配るとか、リンクに関しては、言及してませんが、日本仲裁人協会 (JAA) の沿革等については、HP に記載がございますが、2003年10月に設立をし、2005年の12月に一般社団法人化をしたということで、この2003年というのは、ご承知のように仲裁法が成立・公布され、2004年の3月に施行されると、こういう仲裁法制における重大な変化を受けて仲裁実務家、それから研究者を主な構成員として仲裁及び調停等の ADR に関連する人材育成であるとか、研修・研究・普及・啓発、こういうものを目的として発足したという経緯があります。

2014年の1月に公益社団法人化をしております。

途中をちょっと飛ばしまして近時で言うと、JAA は、どういう活動実績があるのか、というのが、今日お配りいただいております資料の1-1活動成果一覧というところに載っているものです。これは HP からアップしてきたものです。

順不同になりますが、私としては、なかなか他の団体にないことで JAA ならではの活動として、かつ実績と言っていい成果があったのではないかと思うのは3ページ目の下の方に「要望書の作成」というのがございます。

これは、仲裁実務家、あるいは研究者の皆様のいろいろなお力を得て、その時々における仲裁あるいは ADR これの振興・発展のために、どういうことが必要なのかということ、ある意味、国、その他にお願いすることを含めまして要望書という形で取りまとめて提言をさせていただいているという活動、これが特徴的な活動の1つであろうと思います。

例えば、この要望書の作成という欄ですね。下に 3/5 と書いてあるページ、下の方なんです、この冒頭に、国際 ADR 活性化のための外弁法改正等法整備に関する要望書というのがございますが、これはですね、日本を仲裁地とする仲裁合意を日本企業が提案しても、相手方が、それを呑まないということが、よく見られるわけで、どんなに日本企業に日本での仲裁のメリットだとか、啓蒙活動をしても仲裁合意というのは、相手が合意しないと意味がないので、海外の利用者目線で見たとときに日本の法制度

だとか、実務に何らかの問題だとか、不安を感じる要素があれば、契約締結時の仲裁合意の交渉において日本仲裁を呑んでもらえない、ということに繋がりがかねないので。

そのうちの1つとして、ある事件を契機に言われていたのが、外国の代理人の代理権限、これが仲裁において狭すぎるとか、そういう問題がありました。

それで、外国の代理人の外国の弁護士の手続代理については、外弁法の改正で、国際仲裁事件について外国からもフライン・フライアウトという形での対応に、あるいは外国法事務弁護士登録してる方の代理権限が認められたのですが、ある事件です、たまたま両当事者が非常に大きな外資系の会社の大きな日本の子会社であったというときに契約交渉その他は海外で行われていたようですし、登場する人物の皆さん、証人になりそうな方々も多くは海外におられたのですが、当時の外弁法では国内仲裁事件になってしまう。外国法人が当事者として絡んでいないということで、代理人として名を連ねようとした外国弁護士が、代理ができなかった。

その事件は、結局、仲裁の審問場所を海外に移しただけでは、問題が解消しない恐れがあるということでシンガポールへ仲裁地を、わざわざ移すということになったということもあって、この時の問題に限らず、日本仲裁人協会としては、そういうようなところで日本では外国人弁護士の代理が制約されているというネガティブな風評が広まることはよくないということで、結果としては、国際仲裁事件という概念を広く広げた。準拠法の問題だとか、あるいは過半数以上の株式所有とか。そういうこともあり、かつ、その時点で、実は国際調停代理人の資格について外国弁護士は、どういう場合になれるのかというのはハッキリとしなかったわけですが、それについても、この際ハッキリさせようということで、国際調停代理人の資格についての明確化をしたということが当時ございました。

それから、あと、その下の京都国際調停センター(仮称)というのがあるんですが、これは、先ほど申し上げた今年の1月からセンター長を拝命しています JIDRC 京都国際調停センター。これを京都に設立しようということを行い始めたのも JAA が推進活動の中心であったということで著名な海外の調停人でサンフランシスコに拠点を置きつつ、いろいろな雰囲気とか、いろいろな面でマウイ島での調停というのを活用されて非常に大きな紛争案件を1日2日で見事に解決してきたという実績のあるアンソニー・ピアッツァさんという調停人の方に協力いただき、私は京都というのはマウイ島に負けないくらい調停にふさわしい場所だと思っていたんですが、これも大坂、京都の先生方其他のご支援を得て実現していると。その下のところで JIDRC のような仲裁審問施設を日本にもぜひ作ってほしいという要望もございますが、私共、いろいろな面でお願いを申し上げてきて、今般のシンガポール条約への加入に向けてオプトイン留保をつけることで早期に加入するという方向性についても JAA として強くお願いをしてきたんですが、そういう仲裁実務家・研究者の集まりとして、その時点でのニーズを踏まえて提言するというのが大きな活動であるということです。

あと、ここにいくつかございまして、例えば、戻っていただいて資料の1ページ目の真ん中より少し下ですが、英国仲裁人協会(CI Arb..)との協働による国際仲裁資格認定コースを開催したりとかですね、そういう形の人材育成もやっていくし、いろいろな仲裁団体との MOU 締結とかを踏まえてセミナー等をいろいろやってきております。

次に、委員会についての資料をご覧いただきたいのですが、これは資料1-2でございまして、ここに委員会が、どういう活動をしているかというのが載っております。

国内もやっているし国際仲裁 ADR というのもやっているし研究委員会というものもあるし国際交流委員会というものもあるということなのですが、実は JIDRC の東京施設の終了という状況を踏まえて JIDRC の活動全体が、今後縮小する可能性があるということ踏まえ、JAA の2つのメジャーな委員会について名前も変え、かつ JIDRC で活躍された方も含め、新たに委員を補充拡充するような形で、これからも国際仲裁調停についての振興活動、それから国際仲裁 ADR 関係の人材育成、これについて新たな委員会において対応できるようにしようということになりまして資料の1-3の1-4ということになります。

1つは、今までの名称が、国際仲裁 ADR 委員会と言っていたところが、国際人材育成委員会という風に名前を変えて新たな委員を拡充し、ここが先ほどちょっと述べた英国仲裁人協会(CI Arb.)の資格認定手続プログラムですね、この窓口になり、今年の中級レベル、メンバーですね、その資格のコースを東京で行うということがございまして、メンバーというのが国際仲裁の世界ではフェローという上級資格の一步手前でありまして、イメージ的には co-arbitrator が務まるような方たちではないかなと思うんですが、メンバー資格もですね、従前は、香港とか、ロンドンとか、シンガポールに何日か行って研修を受けて、それで試験を受けてというステップが必要だったんですが、なかなか日本からそういうところまで忙しい実務家が行くのは難しいわけですが、今回提供したのは、検定コースでありまして、そういう研修プログラムを経てから試験するのではなくて、いきなり検定をするわけですが、検定は、ある程度忙しくて研修を受けている時間がないという方には非常に有益だと思いますし、メンバーが増えるということは、ゆくゆくはフェローの方たちも増えるということでフェローというのは単独仲裁人とかチェアマン・チェアパーソンが務まるというイメージだと思いますから、そういう形の人材拡大につながるものであろうという風に考えており、かつ実は国際商業会議所 ICC もそういうプログラムも持っておりまして、初級向けのピーダ(PIDA)という研修コースの他に ICC アカデミーという中級上級のコースもありまして ICC も、この数年、中南米ブラジルにオフィスを設けたりとか、そちらでの活動を活発化しているんですが、日本も主要なマーケットというか ICC 仲裁の潜在的な市場だという風に見ておられるようで、来年の4月には ICC の研修コースも東京で開催したいということのようですから JAA としては、そういうところとも協力連携していきたいと思っています。

それから、その次の資料1-4の国際仲裁調停推進委員会というのは、昔は国際交流委員会といいまして JIDRC ができる前からですね、JAA は、いろいろな関連の深い国際的な法曹団体、例えば、IBA と IPBA、国際仲裁機関の SIAC とか ICC その他、そういうところとの関係でいろいろなイベントというのをやってはきたわけですが、予算が、あまりなくて、基本的には、例えばなんですが、非常に著名な仲裁人の方が仲裁事件で日本に来るといようなことを、何らかの情報源から聞きつけたら、その人にセミナーをやってもらおうと、そういう感じの活動が結構あったと思うんですね。

そういう仲裁振興活動ですね。それから後、単に仲裁の利便性を発信するとかよりは最新の实务に触れるという意味での勉強という面もあると思うんですが、そういうものについて JIDRC 発足後は JIDRC の仲裁審問施設としての売り込み発信、これをするのとカップリングですね JIDRC が Co ホスト、Co オーガナイザーのような形でそういう仲裁振興事業的なものに関与すると言う形なり、JAA としては単独でそういう活動をやるというよりは、JIDRC とは、ほとんどの場合一緒にやっていって、そこで JIDRC の

新たな国の国際仲裁審問施設としての認知度アップを図りつつ、いろいろな団体との単体でのイベントをやるという形に、この4年間くらい、形を変えてやってきたという風に思います。

それで、JAA のいろいろな活動の中で国際的な分野でどのようなことをやってきたのかというのは、先ほどの 2014 年の公益社団法人化の後1年くらいたった時点で、私が会報に、その時点でのまとめをしております、これが資料1-5です。

これに書いてあるいろいろな事をやってきたんですね。その中に、例えば、トレーニングプログラムへの協賛とかありますが、ここに書いてあるようなことは、その後 JIDRC と一緒にやる形になったということです。

手短かに活動実績として挙げられていた中で、いくつか触れた方が、よさそうな点について申し上げますと、1つはですね、JIDRC との関係なんです、先ほど申し上げたように審問施設運営事業を内外の仲裁ユーザーとか仲裁関連の法曹団体とか仲裁機関に認知してもらって手助けということで仲裁振興事業についても JIDRC と Co ホストするような形でやってまいりましたので、JIDRC は政府の支援を受けているということもあり、それまで JAA としてやってきた活動が JIDRC と一緒にやることで政府の関与の下に日本の仲裁の振興活動をしているというアピールができたということは、非常にポジティブな成果だったのであろう、と思います。

それから、あと、JIDRC として何かやるというときにも、先ほど出井先生の話にも出ていたアドバイザリーボードにおいて仲裁振興事業部会というのを作り、私が、その部会長、小原委員が副部会長という形で、単に審問施設の紹介にとどまらず、ホットなトピックを選び、かつそのトピックにふさわしい世界の著名な方と連絡をし、コロナ禍の下では、むしろ逆にウェビナーの形で忙しい人も海外から参加していただくことができましたので、そういう形でイベントそのもののクオリティ管理、品質維持とか、あるいは、ここから大事なのは登壇者の所属事務所やジェンダー等におけるダイバーシティですね。

こういうのもアドバイザリーボードとしては、いろいろ準備をしてきたということでした。

ただアドバイザリーボードの部会自体が非常に大きな部会でありまして、しばしば多数のイベントを少人数の事務局で捌いているという JIDRC 側の事情もあったと思うんですが、なかなか時間的余裕なしに登壇者を推薦してもらいたい、というようなこともあり、そうすると、せっかく部会を作っていたのに時間が無いので正副部会長で候補者を決めて、後から報告みたいな、そういうのもありました。

そこらへんは改善を求めたりもしましたんですが、逆に言うとそれだけたくさんの仲裁振興活動をやっておられたということだろうと思います。

一応、そのくらいで収めておきたいと思います。

1点だけいいでしょうか。

私が思うに出井先生の方から仲裁機関と審問機関とは分かれているんだろうか、という指摘がありましたが、私の認識では、分かれているところと、かなり一体になっているところがあって、韓国などは、かなり一体だろうけども、ロンドンなどは、LCIA と ICDR ですか、そこは一体ではないと思いますし、ICDR は、ICC 仲裁も、たくさんやってると思いますし、シンガポールの Maxwell Chambers も SIAC のオフィスは、そこにあると思いますが、ICC 仲裁とかもやっている訳なので、そういう意味で私としては、いろいろな在り方があると思うんですね。

もう1点だけ言うと、スイスは、私の認識ではジュネーブとチューリヒどっちに施設を作るか、とかですね、そういうので意見一致をみなかったというのがあったらしく、国が支援している施設がどっちかにあるわけではないという風に認識をしております。

しかしですね、スイス仲裁協会ですか、これの傘下の会社であるところのスイスアービトレーションハブというところが、チューリヒならチューリヒ、ジュネーブならジュネーブ、ベルンならベルン、そういう都市ごとに仲裁審問の実績のあるホテルとか会議室、これのリストを HP で紹介し、かつ大事なものはそれだけでなく、これも地方ごとだと思うんですが、いろいろなサービスベンターですね。電子的なドキュメントの管理だとか、あるいは速記の人とか、そういうのを紹介する、というところまでやっているということで、場所だけ紹介するのではなくて、ベンターとのつながり、あるいは評価。これを踏まえたアレンジャーをやっているというのが私の理解です。

以上です。

○山本座長 ありがとうございます。それでは、ただ今の説明につきまして、ご質問等ございましたら伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

○高取先生 手塚先生ありがとうございます。

私も JAA の常務理事ですし、人材育成及び仲裁・調停の振興等担当しておりますので、質問という側面と私のコメントをさせて頂きながら、JAA としてのコメントを頂ければありがたいです。先生もご承知のとおり JAA、JIDRC、CIArb.として法務省さんのサポートを正式に得る形で CIArb.の研修が始まり、かなり若者を含めての機運が高まり、かつ法務省さんの方でアレンジして頂き、司法修習生の選択型修習が始まりました。

そして CIArb.の研修も募集開始すると、すぐ埋まるような状況で大変うれしく思っています。

まさにその若者の熱気をとらえて昨年 JAA がサポートしてる研修ですので JAA の会員が CIArb.の研修を受ける場合は、割引を与え、受講生が増えたこともあります。このような形を継続して若者を含めて JAA のメンバー自体を拡大して行き、プラクティスの拡大させること、そして人が中心ですからメンバーを増やす方策は、重要だと思います。例えば、せっかく CIArb.のプログラムをオフィシャルに支えてるので、従前あったような JAA が CIArb.とは関係なく、検定制度を作り、JAA として試験を行い、その検定合格者を公表していくこともしておりましたので、若者の今の熱気を見ると、例えば、研修で認定を受けた方のリストを検定合格者という形で、JAA のホームページに載せていくことも考えられると思います。これは、飽くまでも仲裁人リストではなくて、研修のモチベーションを高めるとい意味と JAA の活動を広く告知していくという意味でも、会員拡大という意味でも、例えば、そういう方策を考えられるならと思いつながりながら、お聞きしたく、先生の会員拡大と JAA の活動拡大に関するコメントを頂けるとありがたいと思います。

○手塚副理事長 実は、JAA は例えばハーグの子の引き渡し条約ですか、関係の委員会もあるし、活動の範囲は広く、国際仲裁・国際調停に限らず、国内エリアでも委員会の活動は活発ですので、私としては、いろいろな意味で世代・ジェンダー的なダイバーシティを拡充し、日本の組織って、なんとなく若い人は雑巾がけみたいな、そうい



うイメージがあると思うんですけど、海外では Young ICCA とか Young SIAC とか、若手の人が中心になってリーダーシップを自ら構成し、シニアの人は、助言はするが、若手の人が、いろいろな活動に中心的に関われる、そういうことも今増えているところですよ。

そういう活動を若い人が、日本から、そういう活動に参加することを支援するというようなことをすれば、いつまでも下積みといった感じではなくて年次に応じた国際的な活躍ができる可能性があると思うから、そういう意味で「ヤング JAA」というような活動ですね。こういうのを増やしていくというのがいいのかな、と思います。

それから、もう1つは、実は外国の方で日本を拠点に仲裁実務をやっている方は、人数は、そんなにいないかもしれませんが仲裁のコミュニティでは、とても重要な人たちが多いと思うんですね。

だから、そういった方たちも JAA の中核的なメンバーとして、きちんと認知をさせていただいて全部ではないにしても委員会の会合は、英語でやったりとか、国際的な委員会ですね、そういうようなことをしていったら、それは日本からの発信にも役立つだろうし、海外のグローバルな実務を取り入れていくことにも役立つかなと。

この2つではないかと思います。

○山本座長 ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

○東委員 説明ありがとうございます。先ほどお話がありました人を育てていくのが大事だということ、おっしゃるとおりだなと思います。頂いた資料を拝見して追加で伺えたらと思ったのが、ロースクールとの提携と言いますか、取組について、資料にありますが、この辺り資料には慶応大学と同志社2つの学校のみ出ておりますが、全般的にどういった取組をしているのか少し教えてもらえれば。

○手塚副理事長 そういう MOU 的なものを結んでやっているのは、この二者で、それぞれ全然違ったことをやってまして、慶応の方は、外国の学生も、かなりおられる LLM 修士課程と言うんですかね、そっちの方でありますから基本的には丸 1 年間勉強していただいて仲裁実務家として活躍していただく前提のプログラムへの協力活動でありまして、同志社の方は、京都国際調停センターのスペースを使用させていただいたりとか、いろいろな面でお世話になっており、それと引き換えという訳ではないんですが、同志社の若い学生の皆さんですね、学部学生なんかを含めて国際紛争処理について JAA のメンバーがオムニバスで、1 コマ分担で講義をする、というようなことをやっています。

もちろん、私の理解では、JAA の主要メンバーが日本のロースクールの講義をする客員教授的なことをやっておられるという風にも理解しており、私も3年間という期限でしたが東京大学のロースクールで国際仲裁の講座を担当し、その中には、現在、仲裁の分野で活躍しておられる若手の方もいるので、そういう形で、みなさん忙しいと思いますが、各大学の依頼に応じて客員教授をされていると。ただ組織同士の MOU に基づくものはこの二者であるということであると思います。

○東委員 ありがとうございます。私の覚える限りだと、自分が学生の頃はこういうもの

は無かったですし、非常に有意義な取組だと思えます。時間はかかるかと思いますが、こういった活動がこの2大学に限らず増えていくといいのかなと、ただの感想ですが思いました。

何点かもう少しだけ伺いたくて、CIArb.の受験者が、どんどん増えてるというのは、高取委員の方からもございましたが、別に何がったほうがいいのかもしれませんが、どのくらい、数的に言うが増えてるのかというのが、大体のところを教えてくださいませんか。

○手塚副理事長 メンバーで30名とか、そのくらいですかね今年。だから、それが今後、まあ毎年できれば理想ですが、少なくとも2年に1回ですとかやっていけば、5年すると100人くらいになるということですかね。

○東委員 先生が今おっしゃった100人くらいそれがやってくると、非常に層が厚いと言えるのか、大体どんなイメージ感をもってらっしゃいますか。

○手塚副理事長 フェローが100人になるのが先かもしれませんね。でも、やはりメンバーというのは、仲裁代理人をする人もアソシエイトメンバーというよりはメンバーという資格があったほうが利用者からみても安心だと思うしフェローの数という感じで言うと、私は100人くらいの方が、そういう資格を持ってらっしゃるといいのかなと思えますし、実は日本でやる研修というのは、日本人だけ向けではない。

ICCが何年前に、コロナ前だと思いますが上級向けのコースを東京で開催した時に私もファカルティに入ったんですが、確か30名か、そのくらいの中に日本人は1人で他は皆さん韓国とかインドとかシンガポールとか、そういうところから来られていたんですね。

だから日本人向けということに限らないんですが、日本でやれば日本の方も忙しくても受けやすい。こういう話だと思います。

○東委員 ありがとうございます。もう1点だけ。この研究会の本来的なテーマは国際仲裁ですが、前提として国内仲裁についても他の海外と比べて件数が少ない。そこから始められることもあるんじゃないかという意見が、第1回の研究会であったのですが、今、ご説明頂いた中で国内仲裁委員会というのもJAAのほうではやっているということで、このあたりどんな活動をしてらっしゃるか。簡単に結構ですので教えていただければ。

○手塚副理事長 えっと名前が、たぶん「国内ADR委員会」になっていて、それは現状として国内仲裁というのは少なく、国内の調停が多いということだと思えますね。

私も実は国内のものとしては弁護士会の調停手続というのをやってきましたし、いわゆるファイナンシャルADRという、金融機関が、アレンジというか事前に合意してある仲裁調停機関を当事者との紛争に利用すると、そういうのをやってきておりますが、これは基本的には調停ですね。

なんで国内仲裁が増えないのかということなのですが、私の個人的な見方は、ベトナムとか韓国は、けっこう国内仲裁事件がベトナムVIAC、韓国KCABの数としてはあ

るんですね。

それぞれ事情は違うと思いますが、ベトナムの場合は、おそらく裁判所よりは仲裁の方がいいという考えの人が多いんだと思うんですね。

韓国の場合は、私はちょっとわかりませんが、1つは機密保持と申しますか、そういういろいろな事情があるかもしれないんですけども、日本の場合ですね、圧倒的に日本の裁判所が国内事件については信頼されているので、よほどパブリシティとかいう事情がないと仲裁でっていうことには、紛争が起きてから変えるということも、あまりないだろうし、契約の時点で仲裁しましょうというの、なかなか無いんですね。

そういう意味で、そこを、いくら増やそうと思っても今の認識からすると「裁判所より仲裁のほうがいいですよ」というのが、あまりアピールしない可能性がありますね。それだけ裁判所の信頼が厚いんじゃないかなと思うんです。

○東委員 ありがとうございます。よくわかりました。

○山本座長 ありがとうございます。他、ございませんか。

○小川委員 1点だけ先ほどの CI Arb.との関係です。実際 JAA と CI Arb.が協働して CI Arb.の資格認定をしたときに、実際に認定を受けた方の名前とか、所属とか、そういった情報というのは、例えば、今後 JAA の Web サイトで、そういったリストを出すのか、あるいは、それは CI Arb.のしかるべきサイトを観ないと分からないことなのか。そういった資格を取った後の、資格をとった方に関する情報については、どういった形でユーザーの方が接しやすい、手に入りやすい情報として公開されるのか、お考えをお聞かせください。

○手塚副理事長 私の理解は、個別の方が、どのときに何に受かったかということ JAA として公表するということはしておらず CI Arb.の方の情報で、例えば、フェローとか、そういう人の資格は載っていたと思います。

アソシエイトメンバーが載っていたかどうかは、私は記憶がないですが、国別に会員のところを見ると、メンバーとフェローは出ていた記憶なんですね。それでメンバーの方とかフェローの方は恐らくご自身の経歴書のところに、それは載せるんじゃないかなと思うんですね。

○山本座長 よろしいでしょうか。

○高取委員 せっかく東委員から質問がありましたので、私はインタビューウイではないですが、インフォメーションとして付言しますと、例えば、JAA は、法務省さんによる司法研修所、また、例えば、上智大学のインターカレッジコンペティションという模擬仲裁の大イベント等を毎年行われ、学生が英語・日本語で模擬仲裁を行っているイベントを後援しています。これらは CI Arb.も後援していますし、かなり大学等を含めて教育、研修に力を入れているというインフォメーションを加えたいと思います。

○山本座長 ありがとうございます。それでは、これで JAA の手塚委員に対するヒアリ

ングは終了したいと思います。ありがとうございました。

それでは、引き続き JCAA の北川理事長へのヒアリングを始めます。誠に申し訳ありませんが、時間が押しています。ただ、本日この3機関、重要な機関ということでさせていただきますので時間を若干延長させていただくかもしれませんが、時間の制約を気にせずにヒアリングを続けたいと思います。

それでは北川理事長お願いします。

## ●北川理事長

○北川理事長 北川です。時間が押してるということなので手短に。

まずご質問にお答えする前提として、少し説明書類を用いまして JCAA とは何ですか、というのを説明したいと思います。

手元に紙があると思いますが、まず、ごく簡単に行います。

まず、ページ番号2の「はじめに」というところですが、70年前から仲裁機関としてやっています。

50年前から、カルネという別仕事もやってまして、実はこちらの収入で仲裁もやっているのが実態であります。

目的は、やっぱり経済の発展というところにありますので、そういう目的でやってきた組織ですが、役職員6名と書いてあって仲裁調停部は4名。このうち2人は、ここにいらっしゃるということで、どれほどの組織かということをお分かりいただけるんじゃないかと思っています。

次のページ行きますとこれは件数です。

下の段がちょっと古い、その当時からですけど50年間くらいは年間1桁。

最近20年くらいが10～20件で推移していると、こういう状況であります。国際と書いてありますが、実は日本企業の海外子会社もありますので純粋に日本と全然関係ない国同士の案件というのは、ほとんど無いんじゃないかと思っています。

次のページへいきますと、皆さんご承知のことではありますが、なんで少ないんですかと、よく我々も言われるわけですが、どうしてでしょう。

我々が言っても、しょうがないので、経産省が何年か前に調査したものがあります。

そこに書いてることを抜粋しますと、やはり仲裁の認知度、日本で仲裁することのメリットの認識、あるいは何で日本でやるんですかというところで、譲ってしまうと。あとは契約書において書いてない。あるいは日本企業の交渉力として日本を仲裁地とするのを書くことができない。こんなことが挙げられていますのは、ご存知のとおりです。

次のページ行きます。

どうするのかということなんですけど仲裁制度を利用する側、利用サイドと、仲裁を行なう側、供給サイド。双方で頑張っていこうということですが、供給サイド、これは、もうこちらにいらっしゃる先生方、それぞれのお力があるわけですから、それぞれのアドバンテージで取り組んでいただければと思います。

我々も我々なりに仲裁機関としての魅力の向上に務めていくということだと思います。

仲裁人リストもですね、現在479名、うち外国人が3分の2であったり、迅速仲裁をやりますとか。または様々な規則をしっかり作ったり、会場の手配をしたり、海外に出たり、いろいろな事をやっている訳です。

次の8ページに行きますと、利用サイド、我々こっちも一生懸命やろうと思っていません。JCAA は、元々の目的や経緯からすると経済サイドに近いんじゃないかなと思ってまして、仲裁利用先への取組を強化したいということでもあります。

まずは、日本企業に一層周知したいということで、在外日系企業あるいは日本企業子会社発の仲裁案件の数を増やしたい。

あと、話がありましたが、国内事案が多い国もあります。

国際案件が、いきなりできればいいんですが、まず国内事案の経験を通じて仲裁が有効であることを分かってもらう、その上で契約書に書いてもらうということだと思います。

それから、紛争自体、企業にとって重大な話ですから、エグゼクティブ層にしっかり届けていくということだろうと思っています。9ページになりますが、具体的な対象は、企業経営者ですとか、大手幹部、企業内弁護士、在外の日系企業幹部、あるいは、その企業と付き合いのある弁護士、それからコンサルタント、そして企業支援機関は様々ありますので、そういうところに重点的に周知をしていきたいと考えています。

でも、具体的にどうするのかですが、10ページで、これは皆さんご存じなので敢えて申し上げませんが、特に様々な、今まで仲裁というのを専門にされないような方にもしっかりお届けして、そういうのがあるのだと、詳しくは仲裁に詳しい弁護士に聞いてくれ、こういう格好で広めていくしか無いかと思いますし、あるいは様々な団体や海外進出する日本企業、これは、それぞれ、バンコクならバンコクで「日本人～会」とかありますから。そういうところに広報をして日系子会社が、そういうことを知っていくということかもしれないと思ってます。

動画とかコンテンツをやっています。

次のページにまいりますと具体的には個別には申し上げませんが、様々なフォーラムですとか、シンポジウムですとか、セミナーですとか、ウェビナーですとか、そういうことをやっております、ということでございます。

13ページになりますと、海外は、どうなのかということで、こちらにお越しの皆さんと一緒に、海外のいろいろなところでプレゼンスを高める活動をしているということでもありますし、広報ということでは、ジャーナル・英文ジャーナルというものを作って発行しております。次のページに中身がどんなものか、目次だけ書いてありますが、こういったものを作ってということなんです。いずれにしても16ページにあるように、政策意図、日本における国際仲裁を増やそうという意図はですね、浸透に時間がかかるということですね。私も長いこと行政官をやってきましたが、政策を広めていくというのは、大変手間暇がかかるということでもありますので、仲裁の場合は任意の事項で、規制的にこれをやれという話ではありませんから、そういう前提に立てば時間がかかることは承知で継続的にやっていくしかない。地道ではありますが、しっかりと体制をみんなで考えていくということだろうと思っています。ここにあるとおり、契約を作って3年以上たってから申立てがあってという案件が多いわけです。

次に17ページにまいりますと、日本で仲裁をやるのは何ですか、ということです。我々の設立経緯に立ち戻って考えますと、日本企業の経済取引にあたりまして納得で合理的な方法を提供したい、その1つが仲裁だ、ということでもあります。合理的な仲裁で決着を付けてもらいたい。ここ日本で行なうということで企業にとっても、より低いハードルで解決できるのではないかということ、更に仲裁条項というのがある、というの

をみんなが知ることで下請けなど、一般的の交渉に弱い中小企業も契約書に書いてあれば、交渉上、対等な立場になれるのではないかと。あるいは、誠意をもってやると言いながら、一方的に、妥協させられることもないのではないかと、思っています。

JIDRC の5か年事業を通じて連携をとりながら活動を実施することができたかということですが、スライドでご説明のとおり、協力して説明会やセミナーを行なってきました。

それから組織間連携の観点から課題は何ですか、という点ですが、これは具体的に、仲裁振興とか日本における仲裁の活性化とは具体的に何を目標しているのか、というのが明確だったかということだと思います。日本を仲裁地とすることを目指すのか、あるいは日本人仲裁人の活躍を目指すのか、仲裁施設の活躍を目指すのか、あるいは我々のような仲裁機関を使ってもらうのか、いろいろあると思いますが、その辺をハッキリしていければ、取組方もあったのかなと思います。

今後の在り方ということですが、何を優先事項として国はお考えなのか、ということをはっきりさせれば、それに沿ってみんなもやっていけるんじゃないかなと思います。

冒頭、出井先生もおっしゃいましたが、民間同士で何かいろいろ議論してやろうというのも、なかなかそれぞれの立場とか出自がありますので、難しいところもあります。したがって、国の方針というのをお示し頂くということでございます。正直に申し上げて、全ての機関で予算が厳しいと言う状況ですので、その辺をどのようにお考えになるかということもあるだろうと思います。

それから認知度の向上もあるということで、どんなことをやっていますかと、これは先ほど申し上げたとおりです。

広報に加えてJCAA 仲裁についても運営を改善するというところで商事仲裁規則を改正して、例えば、迅速仲裁手続を作ったり、いろいろなことをやっています。

あるいは仲裁当事者には、それぞれ丁寧に説明するとか、手続のチェックポイントを記載したメモを渡すとか、いろいろなことをしています。

それから組織体制の充実ということなんですが、先ほど申し上げましたように少ない人数なのですが、協力者として3名の弁護士、日本人1名、外国人2名に広報担当弁護士として活躍してもらっています。

課題は、事務局にせよ、国際化にせよ、予算と人材ということですね。なかなか厳しい状況にあることをご理解いただければと思います。

それはそれとして、認知度は高まっているんですか、ということですが、これは高まっていると思っています。セミナーで言及されたり、さらに最近も外国の弁護士の方から仲裁人名簿への登録の希望がございます。それなりに評価されているのではないかと思います。

ユーザーの声を反映できてますか、とのことですが、15人の理事会を形成して、そのうち8名が企業の法務部長ということで、基本的にはユーザーサイドの方も入ってご意見を頂いているということです。また、民間の元三井物産の方にコーディネーターとして入って頂いて、企業目線から見たご意見もいただいています。

海外発信については、先ほど申し上げたとおりです。

これから、どんなものがあるかということですが、政府機関の海外拠点を使わせていただいて、現地での説明会ができれば、新しいフェイズに入るのではないかと思います。

あなたたちは海外でも発信しているんですか、という質問ですが、限られた人員と予算でできる限りのことをしているとしか言いようがない訳でご理解いただければと思

ます。

いずれにしろ選んでもらうためには、企業、実務家向けの説明の機会を作っていくということですし、国内仲裁振興ニーズはあるかということですが、これは潜在的なニーズを発掘していくということに尽きると思います。

あるいは仲裁地が日本ではない場合も含めて JCAA 規則の利用に新たな展開とありますが、よく分かりません。

それから仲裁人リストは、現状479人そのうち外国人が362人となっています。専門性もしっかり把握して、ご提案できるようにしております。

アクセスの観点ということで Web サイトを刷新しましたが、月6000ユーザーくらいのアクセスがあります。それから更に、秋に英文メルマガを発行していきたいと考えています。これは、情報アクセス、広報の点からどうするかということのお答えでもありますが、英文メルマガに、ぜひ、情報提供をお願いしたい、と思います。特に政府機関のいろいろな情報を使わせてくれればありがたく思います。

施設につきまして、東京施設が終了して、どんな影響が生じているかということです。実際に虎ノ門を使わせてもらおうということになっていた事案については代替施設の検討、今後どうするかということは、虎ノ門施設がなかったときと同様に、事件ごとに会場を選んでやっていくこととなります。

虎ノ門施設は適切かと言えるのか、これは私の主観ですが、コロナの時期だった、というのは、相当考えないといけないなと思います。この施設に限らず、あらゆる意味で国際的な行き来が減り、経済活動も縮小し、リアルで集まることも無くなったわけです。そういうことも考えたうえで評価をしなければと思いますが、私たちは、それ以上は申し上げることが出来ません。

今後の施設をどうするかは、恒常的に使える施設があるのは重要だと思っております。ただ議論のとおり使用料だけで運営するのは、東京では難しいと思いますので、ここに関しては各委員の考えを教えてくださいたいと思います。

オンラインと施設の関係ですが、私どもの実態で申し上げますと、少額案件はオンライン。大型案件は物理的に集まるというのが傾向なんです。国内型の事件に関しては少額でも当事者が対面でというのがあります。

以上です。ありがとうございました。

○山本座長 説明頂き、ありがとうございました。それでは質疑応答に移りたいと思いますが、どなたでも結構ですが意見をいただきたいと思います。

○東委員 ご説明ありがとうございました。先ほど、ご説明の中で海外に向けての広報の観点で海外の弁護士も2名広報担当で雇用されて活動しているということだったんですが、もうちょっと、そこを具体的に、どういったことをされているのか教えていただけますか。海外向けに、セミナー等々の話はありましたが、外国の弁護士の方の知見や視点などは大事になってくるのかなと思うのですが、その辺りをどういう風に活用してらっしゃるか、というところをもうちょっと補足いただけないでしょうか。

○北川理事長 2人、男女1名ずつで、この分野に知見のある方ですけど、今はセミナーとかシンポジウムでのお話をいただく、あるいは様々な動画で説明をいただくとかで

す。あるいは、表舞台では、いろいろな動きがあるんですけど、そういうこともお願いしており、助かっています。

○東委員 セミナーというお話をいただきましたが、例えば、どういう人をターゲットにやっていたらいいのでしょうか。海外の方というと、先ほど日本企業の海外在住の企業等々といった話があったと思いますが、海外に訴えていくという意味では海外の弁護士や日本で活躍してらっしゃる外国法事務弁護士ですとか、そういった方々もございますので、海外向けといっても、いろいろな層があるのかなと思うんですが、その辺りはどんな感じでいらっしゃるのでしょうか。

○北川理事長 お配りした資料の13ページをご覧くださいと、海外の弁護士さん、そこにしっかりリーチし、日本でもしっかりやれるんだということをお伝えしていただくということだろうと思っています。先ほど企業向けの潜在的な掘り起こしの時に申し上げたんですけど、実際、絞って言えば、海外で仲裁を考えているような弁護士、専門家へのアプローチが、先ほどのお2人に期待するところではあります。

○東委員 分かりました。ありがとうございます。

企業の立場からしますと、日本仲裁にしようよと相手方と契約交渉するときに、日本仲裁にすると、あなたにもこういうメリットがあるんですよ、というような説明をするのが、なかなか大変というところがありまして。

もし JCAA さんの方で、外国の弁護士の視点も取り入れた日本仲裁のメリットをアピールできるパッケージ、今も HP を拝見してるんですが、もうちょっとこれを詳しく説明したようなパッケージの資料とかあればとも思うのですが、例えば、それを日本の会社が広く使えるようにするとか、そういったアイデアとかあったりするのでしょうか？

○北川理事長 先ほどの経産省の調査ではですね。なんで日本でやるメリットがあるのだということが、ハッキリしてないんじゃないかとありますが、コストがそんなにかかりません、という本音もありますし、あと早い、迅速であるということも。

ということで、迅速仲裁というの、はじめましたし、あるいはもう少しインタラクティブということで、お互いしっかり理解しながらやりましょうということもやっています。

いずれにしろ、日本でやるとファシリティがしっかりとしています、とこちらから言っても、紛争してる同士は、それが優先事項ではないので、仲裁手続がしっかりできますよ、あるいは迅速にできます、あるいはコストもそれほどでもないとか、それらを丁寧に説明していきながら、しっかり契約書に仲裁条項を書いてくださるように説明していこうと思っています。

○東委員 はい。おっしゃるとおりでして、13ページに記載しているようなセミナー等々でも、今ご説明頂いたようなことを丁寧に説明してらっしゃると思うので、それも例えば JCAA さんの HP に載せてもらって。企業は印刷して渡して、ほら、こんなメリットがあるんだよ、ということが説明できるパッケージ的なものがあったりすると有益ではないかと、思い付きの話で恐縮ですが、そのように思いましたので申し上げました。ありがとうございます。



○北川理事長 おっしゃるとおりでして、10ページの一番下には書いてるんですけど、やはり説明するコンテンツをですね、ちゃんとお客様に応じて作っていかないと、仲裁はこういうものだとお示ししても、そうですか、で終わってしまうので、そこは丁寧に我々も少ない人員ではありますが努力していきたいと思えます。

○山本座長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。どうぞ。

○高取委員 ありがとうございます。2点ありまして、1点目、正に今のコンテンツの海外発信に向けて、今おっしゃったインタラクティブ仲裁とか JCAA 規則でいうと、第三仲裁人を選ぶときに一方で仲裁人が選ばれてなかったら、片方は当事者と接触してはいけないという規則、また仲裁判断に少数意見を書けない等結構ユニークなルールがあって、私は、いろいろな海外のスタンダード、コモンローのスタンダードの仲裁人から言うと、ちょっと稀有に感じる部分は確かにあるんですが、インタラクティブ仲裁の建付けとか、公平を保つために当事者の意見を聞けない状況もある等、合理的に説明でき売り込める部分があると思えます。例えば、中立性が仲裁人について問題になっている懸念について、シンガポールでは Menon 最高裁長官が言及され、現状ニュートラルリティが維持されてると思ったら困ると指摘されたりしており、そういう状況を考えると、私は、JCAA 規則はユニークながらに、それぞれの規則に理由があって結構世界的に売り込める機会があると思うんですね。

しかも、現行の少数意見を書けないという規則も、見方によっては、後の執行拒絶、取消を惹起するような不用意な材料を残さない工夫であって、それは、これらの規則の合理的な理由として説得力があると思えますので、そのように JCAA 規則が世界的なスタンダードに照らすと、なぜこのようにユニークになってるのかという売り込みができると思えます。

インタラクティブ仲裁等、私は組合せによっては Arb.Med.Arb.として調停と組み合わせることによって、まさにシビルロー型の、ウィズアウトプレジャデスに厳格にこだわらない、調停人と仲裁人が同一の場合には、例えば法務省さんがインプットされている高度技術契約紛争のスピーディな解決等にも結構応用ができるのではないかと思います。そういうコンテンツの売り込み、今後、先ほどの理事長のお話ですと仲裁地が日本でない場合は、今のところ運用されていないようですが、将来的には、仲裁地が日本でない場合へも広げていく可能性を決して否定するものではないという趣旨と伺っていいのでしょうか。

つまり JCAA さんのユニークな規則を発信していくという方向については、理事長ご指摘のお金とか人材の制限はありますが、方向性としては、我々ユーザー側としては期待していいのか、という点が1点目です。

2点目は、先日 SIAC、シンガポール国際仲裁センターが来日してイベントをされた際に、理事長がイベントの中でご挨拶をされて、手塚先生もシンガポールの Edwin Tong 第二法務大臣にインタビューされたという非常に面白いセッションがあり、そこで理事長がご挨拶された意義というのは、とても大きいと思っています。JCAA が、例えば SIAC とか ICC 等とウィンウィンで世界的に国際仲裁のマーケットを広げていくと言う方向で、あのようなコラボは素晴らしいと思っておりますので、そういう方向性で

JCAA さんも考えておられるのかという、その2点を是非伺いたいです。  
よろしくお願いいたします。

○北川理事長 これは山本先生の意見も聞きたいところなのですが、私なりに言いますと、そういう方向性でやっていきたい、是非、皆様のお知恵と経験、それから、こうした方がよい示唆をいただければありがたいです。引き続きよろしくお願いいたします。

○山本座長 座長からも何かコメントを、ちょっとあんまり細かいことを議論するあれは無いと思うんで、私としては結構売り込むコンテンツがあるんじゃないかなとインプットさせてもらいました。ありがとうございます。  
他、いかがでしょうか。

○小原委員 理事長、ご説明ありがとうございました。様々な財政的な制約がある中、事実上、日本のユーザーが多い中で、日本のユーザーを慮って、いろいろ活動されているというのが非常により理解できたかなと思います。  
その中で、お伺いしたいのが、今後の JCAA の政策です。JCAA の国際案件といっても国内企業の海外支店が当事者となっており、実質的に国内ユーザーが圧倒的に多いという説明を頂きました。もっとも日系企業が当事者となる案件の相手方当事者は、海外のユーザーであるため、海外ユーザーをアトラクトするために政策というのは何かお考えでしょうか。

○北川理事長 難しいご質問なんですけど、純粋にですね、海外企業同士の案件が JCAA でやるのは、あんまりないということです。片方が日本の会社、日系企業だと思います。

そうすると海外企業同士の道のりは遠いですが、日本の企業に日本でやることのメリット、なんで日本でやるのかというのを、理解して頂いて、その中で相手方企業に対して契約書で書いていただくというところから始めないと、空中戦で、シンポジウムで申し上げても、よく分からないので、そういうところを始めていきたい。そうはいつでも相手の海外の当事者、弁護士さんが、日本でそんなことできるの、意味あるの、とか言われても困りますので、海外への広報活動はやっていきたいと思います。

先ほど海外向けのメルマガを今更やりますという提案をしたんですが、これも仲裁に詳しい弁護士さんとお話した際に、シンガポールからもいつもメルマガくるよ、ということでした。

日本も、そういうことをやったらどうか、となり、早速この秋からやってみるということです。地道ではありますが、この仲裁の法務関係者のサークルの中で定期的に発信していければ、と考えています

以上です。

○小原委員 はい。ありがとうございます。北川理事長の方向性について説明頂き大変参考になりました。

海外のユーザーに JCAA を使ってもらえるように日本企業が JCAA を推しやすくするという観点からすると、例えば、先ほど JCAA の理事会の中に日本企業の法務部か

ら8名ご参加されてると説明頂きましたが、海外のユーザーの視点も JCAA の組織運営、それから実際の仲裁のアドミニストレーションにも反映される体制がとられていると、海外のユーザーも安心して JCAA を使えと日本のユーザーも海外のユーザーに JCAA を推せるのではないかと。

言ってみれば、資料の10ページに記載の JCAA を説明するコンテンツの中にそういったものを入れてはどうか。例えば、他の海外の仲裁機関を見ても、仲裁機関のユーザーとなるターゲット層を court member といった仲裁運営のコアメンバーの中に入れていって、仲裁規則の制定や仲裁事件のアドミニストレーションに関与させている。court member というのは、仲裁機関の事業運営とは別に、仲裁の事件処理又は仲裁規則に関して、ユーザーの声を反映するための組織で、court member は皆さん無償で活動している。

ですので、そういった海外のユーザーにもラブコールをすることによって日本企業が海外の相手方との交渉の中で JCAA を使いやすくするような方向性については、お考えはございますでしょうか。

○北川理事長 先ほど広報の担当を2人お願いしてるという話をしましたが、もう1つですね、委員の質問とは、ずれるかもしれませんが、手続諮問委員会というのがありまして、東京大の垣内教授、ほか手塚先生にも入っていただいているのですが、その他にフリーマン弁護士にも入ってもらってですね、おそらく ICC のコートみたいな立場だと思うんですけど、そこでご議論に入っていただくということでやっております。これで十分かどうかは、また考えていかなければいけないので、それが、また海外のアピールになるかも含めてですね、考えていければと思います。

以上です。

○小原委員 ありがとうございます。あとユーザーの側からしますと、仲裁機関を選ぶときに、やはり仲裁のケースマネジメント、アドミニストレーションが、いわゆる標準的なアドミニストレーションになっているか、というのが一番の関心事項だと思うんですね。

仲裁人については、ある程度、自分たちで選ぶことも出来ます。ただ実際のケースマネジメントを世界水準に則ってやってもらえるか。それから当事者が、仲裁人を合意できなかった時に、仲裁機関が、どんなふうに仲裁人を選んでいくのかというところが、やはり利用者として一番気になる場所だと思います。

JCAA は、世界水準のサービスを提供いただいていると理解しているんですけど、それが仲裁業界で認知されているのか、というところは、また実際に世界標準の仲裁運営をしているかとは別の話だと思うんですね。ですので、どうやって安心してケースマネジメントを JCAA に任せられるか、JCAA が世界水準に則ったケースマネジメントを実施しているかを理解してもらうために何をしていたらいいのか、ということも非常に大事なんだろうと思ってますので、JCAA は、ちゃんとやってます、だけじゃなくて、世界の仲裁業界に JCAA が、ちゃんとやってるということを理解して貰うことだと思うんですが、何か、そちらに向けた施策はお考えでしょうか。

○北川理事長 我々は、しっかりしてます、と当事者が言っても駄目ですので、それは、ここにいらっしゃる日本の仲裁の第一人者の先生方が、いろいろな海外の同じような

方とお会いするときに日本の組織もそんなに悪くない、とか、ちゃんとやっていますよ、ということなどを言っていたと、そういうことなんじゃないかなと思います。

そういう意味では、我々のできることは限られていますので。

我々は70年の実績の中で、大きく滑った転んだということは無くやってきたわけです。それを日本の仲裁について、是非、海外のカウンターパートや関係者にお伝えいただければと、お願いをしたいと思います。私たち当事者が言うよりも、ある種の第三者評価で、あそこだったら、まともだよと言っていたいただければ大変ありがたいと思っています。

○山本座長 ありがとうございます。他にありませんか。

○中山委員 失礼します。本日オンラインです。聞こえますか。

私からは、ちょっと違う視点ですが、この JAA さんが、やられてる啓蒙の中で目線として置いておいてほしいのがですね、仲裁に関する事故を、そもそも認知してない状態からですね、結局、契約書を結ばないという実態が非常に多いです。

例えば、メールのやりとりで、小規模な金額ですが、向こうからインボイスパウチャーが届いて支払ってしまうみたいなケースがかなりあります。

特に中小企業はメール、ウィチャット、LINE なんか、その中で、やりとりをして、結局そこから問題が発覚することが多いんですね。

いわゆる、そういった、そもそも取引形態の仕方を一緒にセミナー等でもお使いいただけたら、この部分の活用についても一緒にセットでいけば、中小企業なんかは凄く興味を持つんじゃないかと思っておりますので、一つ視点としてあればいいかな、と思います。

以上です。

○北川理事長 中小企業のお話ですが、私自身、長い間、中小企業に関わってやってきましたので、どういう状況か、ある程度わかってはおります。まず契約書がない。そもそも口約束で、これやってとか言われて後でもめると「我慢しろ」で終わる。そもそも、仲裁以前に、契約書を交わさないと、そもそもいけないんじゃないかというのが実態なのです。お仕事では、契約書をちゃんと結ぼうね、というところから当然やる中で、仲裁というものもありますからと。

大企業と中小企業の取引関係を見ると、基本的には、何かあったら話し合っ決めてよと言っておきながら、何かあると「我慢しろ」で終わります。それはいくらなんでも無茶だろうと思います。本当は下請法などで対処すべき問題ですし、私の理想を言えば、下請法に基づく標準約款とか標準取引契約書などに仲裁条約を入れてくれれば、ある程度、大企業でも中小でも企業間で対等の立場で話ができるようになる。

あんまりひどいこと言うと、仲裁に行きますよ、といかないにせよ、そう言えれば、無茶苦茶な紛争の未然防止の役に立つのかと思い17ページの下に少し書いています。委員がおっしゃるとおり、契約の話から始めて、その契約書の意義をしっかりと知って、そして仲裁条項をしっかりと書いてもらえる世の中になれば、中小企業の未来も少しは明るいと思っております。

以上です。

○山本座長 ありがとうございます。それでは概ねよろしいですか。どうぞ。

○出井副理事長 JIDRC からお答えした方がいいと思っただころがありますので、2点だけ。

1点は東委員からの質問で大学等への連携ですね。

JAA でもやってるんですが、JIDRC でも法務省の調査委託事業の一環として、かなり力をいれてやってまして、2021年度は、全国の10か所の大学に講師を派遣、出張講義という形で講師を派遣していると、これは事業として行っております。昨年も同じくらい。これは裾野を広げるという意味で重要な活動だと思っておりますので、今後もJAAの取組として続けていただきたいと思ってる。これが1点。

もう1点は、JIDRC 東京施設が無くなった影響について私の方ではまだ評価するのは時期尚早であるという、答えをしましたが、断片的なこととして述べていた方がいいことがいいのは東京施設が無くなった後、審問はどこで行ってるのか、という話です。

北川理事長から説明ありましたように、私が知っていることを申し上げますと、Web審問だけでやっているものもあります。理事長から話があったように小さな件は、Web審問だけでやれると思います。これは証人尋問も含めて。ただ大きな件になりますと恒常的な施設があった方がいいと。これは変わらないと思いますね。

### 3 閉会